

## 告示事項変更手続きの流れ

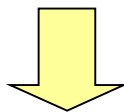
地縁による団体（自治会・町内会など）  
がされる手続き

### ◆告示事項

- ◆ 名称 ◆ 規約に定める目的
- ◆ 区域 ◆ 事務所所在地
- ◆ 代表者の氏名及び住所
- ◆ 裁判所による代表者の職務停止の有無  
並びに職務代行者の選任の有無
- ◆ 代理人の有無
- ◆ 規約に定める解散の事由

### 総会の開催

総会で変更事項が議決されたことを証する  
書類の作成  
(議長・議事録署名人の署名、捺印が必要)



### 告示事項変更申請書（第5号様式）の提出

#### 【提出書類】

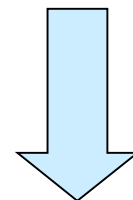
- ・ 告示事項変更届出書（第5号様式）
- ・ 総会資料
- ・ 議事録  
～変更事項が議決された事が記載されて  
いるもの  
～議長・議事録署名人の署名、捺印

提出

### 市役所 手 続

提出先：  
市民センター または  
南砺で暮らしません課

書類審査



告 示

変更された告示事項を  
告示する。

地縁団体証明書の請求が可能です  
告示までには、1週間ほど必要です。

